特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	別府市　国民健康保険関係事務　　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
別府市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
大分県別府市長

公表日
令和7年7月4日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑪国民健康保険税の還付、療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務
③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 市町村事務処理標準システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル 特定健診等情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の24及び44の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき健幸部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課 〒874-8511　大分県別府市上野口町１番１５号 TEL：0977-21-1251　MAIL：gen-ga@city.beppu.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いきいき健幸部　保険年金課 〒874-8511　大分県別府市上野口町１番１５号 TEL：0977-21-1148　MAIL：inp-le@city.beppu.lg.jp

9. 規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。 ・ユーザ認証の管理を行っている。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、マイナンバーが記載されているデータはインターネットが接続可能なパソコン等には保存しない。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
5	平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①システムの修正	統合宛名システム	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システムの名称の修正)
6	平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号　別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」とい う。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号　別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、43条、第44条、第46条、第49条及び第53条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号　別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号　別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条及び第55条の2	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法、別表第2の主務省令一部改正)
7	平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
8	平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
9	令和2年6月30日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)	事前	オンライン資格確認の導入において必要な準備事務が令和2年7月頃から実施され、規則第11条(重要な変更)に当たる。
10	令和2年6月30日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
11	令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
12	令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
13	令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和2年8月1日　時点	事後	再実施
14	令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和2年8月1日　時点	事後	再実施
15	令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務	特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務	事後	再実施
16	令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部　保険年金課	いきいき健幸部　保険年金課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(機構改革に伴う部名変更)

	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
17	令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
18	令和4年10月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
19	令和4年10月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム 特定健診等データ管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 市町村事務処理標準システム	事前	
20	令和4年10月31日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条及び第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条及び第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
21	令和4年10月31日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号　別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号　別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号　別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第20条、第25条及び第25条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号　別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
22	令和4年10月31日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
23	令和4年10月31日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑪国民健康保険税の還付、療養給付費の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公金受取口座情報の取得事務	事前	
24	令和6年8月13日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	3．個人番号の利用 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第16条及び第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	3．個人番号の利用 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24及び44の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）

	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
25	令和6年8月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2の27、42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。）第20条、第25条及び第25条の2 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 別表第2の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない（番号法の一部改正）
26	令和7年7月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書のお知らせ、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑪国民健康保険税の還付、療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき保険給付の支給[又は保健事業の実施]に関する事務を行う。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④療養の給付を受ける場合の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥特定健康診査等の実施に関する事務 ⑦国民健康保険税の税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ⑧国民健康保険税に関する調査に関する事務 ⑨大分県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑩オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ⑪国民健康保険税の還付、療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない。（書類名称の変更）
27	令和7年7月4日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日　時点	令和7年5月1日　時点	事後	再実施
28	令和7年7月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日　時点	令和7年5月1日　時点	事後	再実施
29	令和7年7月4日	Ⅳリスク対策　8人出を介在させる作業	－	十分である （判断の根拠） ・宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。 ・ユーザ認証の管理を行っている。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない。（新様式への変更）
30	令和7年7月4日	Ⅳリスク対策　11最も優先度が高いと考えられる対策	－	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない。（新様式への変更）
31	令和7年7月4日	Ⅳリスク対策　11最も優先度が高いと考えられる対策　当該対策は十分か【再掲】	－	十分である （判断の根拠） マイナンバーを含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、マイナンバーが記載されているデータはインターネットが接続可能なパソコン等には保存しない。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	規則第11条（重要な変更）に当たらない。（新様式への変更）